平成２９年（フ）第１７１号
三重県四日市市河原田町916番地１　ピースフル藤１Ａ
債務者　矢田　良子
1　決定年月日時　平成29年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１７３号
三重県三重郡菰野町大羽根園松ケ枝町22番地２　エープレット大羽根園Ａ３
債務者　近藤　朝生
1　決定年月日時　平成29年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１７９号
三重県いなべ市北勢町其原2044番地　共同生活援助事業所「なでしこ２」、住民票上の住所三重県桑名市長島町出口199番地（前住所）
三重県桑名市大字蓮花寺611番地120　グループホーム「あしたば」
債務者　竹内　達也
1　決定年月日時　平成29年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１８０号
三重県桑名市長島町押付534番地14　ハイツさざんか102号
債務者　今井　秀俊
1　決定年月日時　平成29年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第８７９号
京都府京田辺市河原東久保田３番地　13―305
債務者　中島　千歌
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９３５号
京都市北区小山元町７番地
債務者　巖　　博昭
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９３６号
京都市北区小山元町７番地
債務者　巖　利津子
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９４６号
京都市上京区千本通丸太町上る小山町903番地１　ブランドハウス京都二条城303号室
債務者　野木三賀子（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９５２号
京都市右京区西院下花田町16　ロイヤルステージ佐井六角203、住民票上の住所京都市下京区寺町通綾小路下る中之町560番地　ＨＦ四条河原町レジデンス　902
債務者　打越　祥子
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４７０号
兵庫県尼崎市下坂部４丁目11番３―203号
債務者　原田　雅子
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第５３１号
兵庫県尼崎市杭瀬寺島１丁目３番17号　サニーハイツ102号
債務者　髙木　早希
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２６６号
奈良市右京５丁目９番地　平城右京団地32―403
債務者　髙木久美子
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第２６７号
奈良県生駒郡三郷町美松ケ丘東２丁目５―５、住民票上の住所奈良県生駒郡斑鳩町龍田南５丁目６番37号
債務者　髙田　康之
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第３８１号
熊本県宇城市松橋町西下郷321番地６　プリティ悠201号
債務者　釘崎　英子
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２８５号
宮崎市吾妻町88番地　コーポラスフジ403号、前住所宮崎県東諸県郡国富町大字田尻1802番地
債務者　田原奈津子
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３５５号
鹿児島県鹿児島市武１丁目27番20号　ＵＥハウス六番館202号
債務者　永田　千文
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係